

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の整理に関する告示  
(久喜市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱の一部改正)

第1条 久喜市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱（平成22年久喜市告示第25号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

7 別表第1の各号及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等又は一般役員等が傷害罪、詐欺罪、公職選挙法違反等の禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。

」

を

「

7 別表第1の各号及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等又は一般役員等が傷害罪、詐欺罪、公職選挙法違反等の拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。

」

に改める。

(久喜市訪問介護利用者負担額軽減要綱の一部改正)

第2条 久喜市訪問介護利用者負担額軽減要綱（平成22年久喜市告示第128号）の一部を次のように改正する。

様式第3号中「懲役の処分を受けます」を「拘禁刑に処せられることがあります」に改める。

（久喜市社会福祉法人等による介護保険サービスに係る利用者負担の軽減に関する助成要綱の一部改正）

第3条 久喜市社会福祉法人等による介護保険サービスに係る利用者負担の軽減に関する助成要綱（平成22年久喜市規則第129号）の一部を次のように改正する。

様式第5号（裏）を次のように改める。

(久喜市住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する事務取扱要綱の一部改正)

第4条 久喜市住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する事務取扱要綱(平成22年久喜市告示第173号)の一部を次のように改正する。

様式第3号中「6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられます」を「6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処せられることがあります」に改める。

(久喜市住民基本台帳実態調査に係る事務取扱要綱の一部改正)

第5条 久喜市住民基本台帳実態調査に係る事務取扱要綱(平成22年久喜市告示第574号)の一部を次のように改正する。

様式第4号(裏)を次のように改める。

(久喜市認可外保育施設指導監督要綱の一部改正)

第6条 久喜市認可外保育施設指導監督要綱（令和4年久喜市告示第98号）の一部を次のように改正する。

様式第10号中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第7条 久喜市子育て世帯訪問支援事業実施要綱（令和6年久喜市告示第325号）の一部を次のように改める。

第4条第2項第1号中「禁錮以上の刑」を「拘禁刑以上の刑」に改める。

附 則

この告示は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日から施行する。

(裏)

住民基本台帳法 (抄)

(調査)

- 第34条 市町村長は、定期に、第7条及び第30条の45の規定により記載をすべきものとされる事項について調査をするものとする。
- 2 市町村長は、前項に定める場合のほか、必要があると認めるときは、いつでも第7条及び第30条の45の規定により記載をすべきものとされる事項について調査をすることができる。
- 3 市町村長は、前2項の調査に当たり、必要があると認めるときは、当該職員をして、関係人に対し、質問をさせ、又は文書の提示を求めさせることができる。
- 4 当該職員は、前項の規定より質問をし、又は文書の提示を求める場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(裏)

注 意 事 項

- 一 次の介護サービスを受けるときは、必ず事前に、この確認証を事業者に提出してください。
- 二 対象となるサービスは、介護福祉施設サービス、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護です。
- 三 この確認証は、都道府県に申出のあった事業者のみ有効です。
- 四 前記のサービスを利用した場合、利用者負担額（日常生活に要する費用については食費、居住費、滞在費及び宿泊費に限る。）が、表面に記載されている減額割合により減額されます。
- 五 介護保険の被保険者の資格がなくなったとき、減額措置の要件に該当しなくなったとき、又は軽減確認証の有効期限に至ったときは、遅滞なく、この証を市に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
- 六 この証の表面の記載事項に変更があったときは、十四日以内に、この証を添えて、市にその旨を届け出てください。
- 七 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として拘禁刑に処せられることがあります。

(注) 生活保護受給者等については、裏面の記載内容は以下のとおりとする。

注意事項

- 一 次の介護サービスを受けるときは、必ず事前に、この確認証を事業者に提出してください。
- 二 対象となるサービスは、介護福祉施設サービス、短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護予防短期入所生活介護です。
- 三 この確認証は、都道府県に申し出のあった事業者のみ有効です。
- 四 前記のサービスの居住費（滞在費）が、表面に記載されている減額割合により減額されます。
- 五 生活保護受給者・支援給付受給者でなくなったとき又は今後、前記のサービスを利用する見込みがないときは、遅滞なく、この証を市に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
- 六 この証の表面の記載事項に変更があったときは、十四日以内に、この証を添えて、市にその旨を届け出てください。
- 七 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として拘禁刑に処せられることがあります。